

釜 蓋 区 規 約

第1章 総 則

(名称及び事務所の位置)

第1条 本区は、釜蓋区と称し、事務所を釜蓋区公民館内に置く。

(目的)

第2条 本区は、区民相互の親睦と生活向上並びに福祉の増進を図り、明るく住みよい生活環境をつくり、もって区及び市の発展に寄与する事を目的とする。

(構成)

第3条 本区は、釜蓋区に居住する住民をもって構成し、組制を設ける。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本区は、第2条にあげる目的達成のため、次の事業を行う。

1. 市及び公的機関からの依頼事項の実施と伝達に関する事。
2. 住民の福祉の増進と環境衛生の改善及び災害防止などに関する事。
3. 公民館事業に関する事。
4. その他、必要と認められる事。

第3章 役員及び事務管理者等

(役員及び事務管理者)

第5条 本区に、区長、副区長、会計、組長、各部長の役員を置く。

その選出方法及び任務、任期は次のとおりとする。

1. 執行部（区長、副区長、会計）の選出は、選考委員会で1月末までに選出し、総会の承認を得るものとする。
但し選考委員会は、現執行部、組長代表5名、相談役及び評議員で組織する。但し、組長代表は、各組長互選し区に報告する。部長に関しては公民館規約に準ずる。
2. 相談役、評議員、監査員、事務管理者は新執行部で推薦する。
但し、前区長と現水利組合長又は水利の精通者1名は評議員の構成員とする。

3、任務及び任期

区分	職名	任 務	定 数	任 期	選出方法	
役員	執行部	区長	1 名	2年再任を妨げない	5条1項	
		公民館長				区を代表し、区及び公民館の事務を統括する。 各会議を招集する。 区の水利用、農事についての協議に関すること。
	行部	副区長	1 名	同 上	同 上	
		副公民館長				公民館長を補佐し公民館の運営管理及び公民館事業の指導助言する。 区長の事故ある時は区長の職務を代行する。
		会計				区長の事故ある時は区長の職務を代行する。 区の会計事務を掌る。
		組 長	1組につき 1 名	1年再任を妨げない	組内で決定し 総会に報告する 釜蓋公民館規約 7条1項	
	各部長	釜蓋公民館規約第8条のとおり。				
	相 談 役	1 名	2年再任を妨げない	5条2項		
	評 議 員	5 名				
	監 査 員	2 名				
	事務管理者	1 名		同 上		

(役員)の補充)

第6条 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。但し、後任者は前任者の残任期間とする。

第4章 運 営

(運営費)

第7条 本区の事業に必要な経費は、区費、公民館使用料、市補助金及び交付金、寄付金等をもってあてる。

(区費等)

第8条 本区の区費の金額は、次のとおりとし、改正する必要がある場合には総会で定める。

1. 世帯割 1世帯当たり1ヶ月500円とする。
2. 事業所 1事業所当たり1,000円/月以上を基準とする。
3. 公民館使用料 公民館使用規程による。

(区外区費)

第9条 削除

第5章 区民の権利と義務

(区民の権利)

第10条 本区の住民は、事業運営によって生じる利益を平等に受けることができる。

(区民の義務)

第11条 本区の住民は、世帯毎に区費を収めるものとする。但し、区長が認めた世帯に対しては減免する事ができる。

2. 本区の住民は、区の行事に積極的に参加するものとする。

第6章 会 議

(会議)

第12条 会議及び審議事項等は、次のとおりとし区長が招集する。

1. 区長は、執行部会、役員会及び評議員会の半数以上の要求があればそれぞれの会議を招集しなければならない。
2. 総会、評議員会の議長は、出席者の中から選出し、その他の会議の議長は区長とする。
3. 議長は、書記及び署名員2名を指名するものとする。
4. 代議員は、区新旧役員、相談役、評議員及び監査員をもって構成する。

5、総会を召集する場合は、日時、目的及び場所を記載した書面を各代議員に配布しなければならない。

区分	時期	審議事項	成立	表決	その他
総 会	通 常	1. 決算、予算 2. 事業報告、事業計画 3. 区長、副区長、会計の決定 4. 相談役、評議員、及び監査員の決定 5. 規約の改廃 6. 区費の金額の決定 7. 役員等の報酬の決定 8. 公民館事業 9. その他	代議員の 3分の2 以上の 委任状を 含む出席	出席者の 過半数で 決し可否	組員の総意により 代議員の選出
	臨 時	役員会に おいて必要 と認めた時			
執 行 部 会	区長が必要 と認めた時	区長が必要と認めた事項	過半数の 出席	同数の時 は議長が 決める	執行部員の他区長 が必要と認めた者
役員会	原則として 毎月1回	1. 区長、副区長、会計の承認 2. 役員等の報酬の承認 3. 各部会の運営と行事の執行 4. 補正予算の承認 5. その他必要な事項			役員、その他区長 が必要と認めた者
評議員会		1. 区長、副区長、会計の推薦 2. 役員等の報酬案の作成 3. その他、区長の諮問事項			相談役及び評議員 その他区長が必要 と認めた者

(議事録)

第13条 書記は、それぞれの会議の議事録を作成し、会議の年月日、出席人数及び会議の概要を記載しておかなければならない。

2. 議事録には、署名人2名及び議長が署名し事務所に保管する。

第7章 会計及び監査

(事業年度)

第14条 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資金の管理)

第15条 運営費は、金融機関への預金、その他最も安全かつ有利な方法で運用しなければならない。

(決算)

第16条 区長は、9月と3月末現在で次の書類を作成し、監査を受けた後、総会の承認を得て、事務所に保管しなければならない。

1. 事業報告書
2. 会計に関する書類

(監査)

第17条 監査員は、前条の書類により会計を監査し、意見を付して区長に提出しなければならない。

第8章 雑 則

(委任)

第18条 この契約及び次に定めるもののほか、必要な事項は区長が役員会に諮って別に定めることができる。

1. 区内の伝染病及び火災などが発生した場合、当日の雑費は区5、本人5の割合で負担するものとする。
2. 区役賃金は1日6,000円とする。

(慶弔)

第19条 役員等が死亡した場合は、区長が執行部に諮り弔慰金又は献花を贈ることができる。

1. 現役執行部員が死亡したとき。
2. 過去に執行部員を経験し、区に貢献があった者が死亡したとき。
3. 永年、区の運営に特別の貢献があった功労者に、賞を贈り讃えることができる。

(福祉)

第20条 区民の福祉増進を図るため、福祉推進委員会を設ける。

2 福祉委員会の組織運営については別に定める。

(個人情報)

第21条 本区が取得した個人情報の取扱いは、「釜蓋区個人情報取扱要領」による。

付 則

この規約は、交付の日から施行し昭和61年4月1日から適用する。

平成5年4月11日 第8条一部改正 第12条4項追加 第18条3項一部改正
第19条追加

平成6年4月3日 第5条2項追加 第12条5項一部改正 第20条追加

平成8年4月7日 公民分館は公民館とする 第5条2項3項4項一部改正
第9条削除

平成10年4月5日 第5条3項4項一部改正

平成11年4月4日 第19条4項追加 第18条2項一部削除 第5条文面一部改正

平成12年4月9日 第5条2項一部改正

平成19年4月9日 第11条の2項追加

平成25年4月7日 第5条1～3項、第7条、第8条2項、第11条、第12条5項
第19条1項及び3～4項一部改正、第19条2項削除、第21条追加